

令和8年度

第37回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和8年7月10日（金曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用集積等促進計画について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	事業計画変更申請に対する意見について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	非農地通知について

出席委員（17名）

1 番 井口 健

2 番 中村 弘

3 番 吉中 雅三

4 番 曾根 光彦

5 番 小方 保寛

7 番 谷河 績

8 番 藪 利昭

9 番 小栗 誠二

10 番 森 博克

11 番 笠野 喜久雄

12 番 山本 茂樹

13 番 丸山 勝

14 番 高倉 理行

15 番 堀 良子

16 番 湯川 徳弘

18 番 藤井 友彦

19 番 岩橋 章博

欠席委員（1名）

17 番 貴志 年伸

出席職員

農業委員会事務局

局 長 中村 佳照
副 課 長 藤田 誠一
班 長 中居 一樹
企 画 員 森元 美沙
企 画 員 本田 雅彦
主 任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆中村局長 定刻が参りましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第37回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は18名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る6月29日、小方委員、山本委員、高倉委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よりお願ひします。

なお、貴志委員から都合により欠席した旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、森委員、笠野委員にお願ひします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、10件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発

生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 3は住所が・・・ですが本人が耕作するとのことです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆本田企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更で2件ありました。

なお、No. 1及びNo. 2は、P7の報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知についてのNo. 1及びNo. 2とそれぞれ関連です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆本田企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で2件ありました。

なお、No. 1及びNo. 2は、P6の報告事項、農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更についてのNo. 1及びNo. 2とそれぞれ関連です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆本田企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で3件ありました。

6月19日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆本田企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で15件ありました。

6月9日付、6月19日付、6月29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 5及びNo. 11は、使用貸借権の設定となります。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用集積等促進計画に

ついて、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の計画で、新規の計画が11件ありました。

なおNo. 2、No. 3、No. 5、No. 9については、P17の議案第1号遊休農地の証明願についてのNo. 2、No. 3、No. 1、No. 4とそれぞれ関連です。

また、借人の耕作地には荒廃農地がないことを確認しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は、和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借り手から証明願が4件ありました。

対象農地の面積は、田が3, 139㎡、畑が3, 014㎡の合計6, 153㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なおNo. 1からNo. 4については、P13とP15の報告事項 農用地利用集

積等促進計画についてのNo. 5、No. 2、No. 3、No. 9とそれぞれ関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号に対する意見は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で12件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、No. 2は近隣の農家への贈与、No. 5は市街化区域の新規耕作で耕運機を所有しジャガイモ等を栽培予定、No. 8は新規耕作でトラクター、コンバイン、乾燥機等を知人から借り受け水稻を栽培予定、No. 9は娘への贈与で、新規就農です、No. 10は市街化区域の新規耕作で草刈り機を所有しシャインマスカットを栽培予定、No. 11は新規耕作でハウスを建設しイチゴを栽培予定、No. 12は新規耕作で運搬車等を所有しミカン、玉ねぎ

を栽培予定です。

また、No. 8、No. 10及びNo. 11については現地調査並びに事情聴取を行っていますので、担当の委員さんより報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 8について、山本委員さん報告願います。

◆12番 （山本 茂樹） 議案第2号農地法第3条の許可申請No. 8について説明します。

6月29日(月)に、私と高倉委員、小方委員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請地は・・・のところにある3筆で合計4,260㎡の田です。

この辺は第1種農地にあたります。

譲渡人と申請者である譲受人の個人情報 は議案書のとおりです。

申請者は新規耕作者ですが以前より米作に強い関心を持っておったところ、地域の川浚いに出会った譲渡人から田を買ってくれないかと声をかけられたのがきっかけでこの度の申請に至ったとのこと。

これまで実家の手伝いを通じて栽培技術を学んできましたが今のところ米作りの為の農機具を持っていないが近所の専業農家の方が農機具を貸してくださるとのことなのでとりあえずお借りして自分で耕作していきたいと思います。

また、地域の農業者のルールや取り決めに従い迷惑をかけないようにしますとのこと。

特に問題ないと思いますが皆様の慎重な審査をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

した。

続いて、No. 10について、小方委員さん報告願います。

◆5番（小方 保寛） 議案第2号農地法第3条の許可申請No. 10の新規就農について報告申し上げます。

6月29日(月)に、私と山本委員、高倉委員そして事務局職員で現地調査及び事情聴取を行いました。

申請者は・・・に居住しています。

当該農地4筆は・・・近くで、住宅と畑が混在する環境にあり、草木が生い茂る休耕地で、十分な管理ができていなかったことがうかがわれました。

申請者について、農業や食糧事情に問題意識を持っていて、過去には・・・試験的に果樹の栽培に取り組んでおり、本格的に果樹栽培を模索して土地をさがしていたところ、自宅から比較的近いこの土地を不動産業者から紹介されたとのこと。

申請地は4筆合計で2,952㎡の畑で、砂地。

ただし進入路が狭く、特に・・・の畑についてはトラクター等の農機の進入が危惧されるほどであります。

計画ではまず草木を撤去し防草シートを敷き詰め、その上にポットを置き洋梨、シャインマスカット、柑橘類を栽培する予定です。

従事者が申請人1人であること、農機具については草刈り機ぐらいのことで、営農に危惧を感じましたが、過去の経験から大丈夫と自信を示されました。

草刈の都度防草シートを敷いていくとのこと。

農業委員会からは、当初の草木の処分等

は業者を利用する手があること、塩ビのパイプによる灌水についてのアドバイスを行ないました。

また、周辺の就農者の取り決めに従い農薬等の使用を教わりたいなど、周囲への協調性、また・・・等での農業技術の勉強があり意欲が認められます。

以上調査結果を報告申し上げます。

各委員の慎重な審査をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

続いて、No. 11について、高倉委員さん報告願います。

◆14番（高倉 理行） 去る6月29日月曜日に山本委員、小方委員、事務局と一緒に現地及び譲受人から事情聴取を実施致しました。

申請者の譲渡人は・・・で水稻を耕作しており他人に耕作してもらっているものと思われる。

譲受人は・・・で幼少期に祖父母の農作業を手伝った経験から農業への強い関心を抱き、将来は自らの手で持続可能な農業を営むことを志して今回申請することになりました。

特に自身の好物であるイチゴ栽培に強い意欲があり、栽培技術と経営ノウハウを習得するため、1年半前より・・・に通い修行を兼ねて実際のイチゴ栽培管理や現場の実務に従事してまいりました。

・・・で培った実践的なイチゴ栽培技術と観光客対応の経験を活かし自らが生産から直接販売までを一貫して行い消費者に安全でおいしいイチゴを直接届ける生業として独立、継続していく決意をいたしました。

また譲受人対象農地まで4分程度の近く

に住んでおり今後は無職の父、パートの母と3人で従事するとの事で、耕作の管理等は問題なく行えるものと思われます。

よって以上の点から問題はないものと思われますが、各委員の慎重な審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第2号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 事業計画変更申請に対する意見について、提案いたします。

◆本田企画員 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

申請地は、・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、一時的な利用で農地が限定されることから、不許可の例外に該当します。

申請人は、土木建築業を営む法人です。

和歌山県より請負った・・・工事を実施するにあたり、工事現場に近い当該申請地を現場事務所及び作業員用駐車場として、令和8年4月20日付で5条許可済でありましたが、新たに当該工事の施工に伴い発生する建設発生土の一時的な仮置場及び工事関係車両の駐車スペースを確保する必要が生じたため、事業計画変更申請を行うものです。

なお、本申請に当たり、事業地を追加す

ることから、5条の申請を行っており、P23の議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてのNo. 2と関連です。

また、賃借権の設定で、令和10年2月29日までの一時転用となるため、最終的には農地へ原状回復いたします。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号を可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆本田企画員 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため、第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人の代表取締役で、法人が現在利用している資材置場が不足していることから、当該資材置場の隣接地である申請地を転用し、一体利用するため、当該申請地を貸露天資材置場として転用申請するものです。

なお、転用完了後は、自らが代表取締役を務める法人に賃貸借します。

No. 2 本件は、議案第3号No. 1で説明済のため、省略させていただきます。

No. 3 申請地は・・・に位置し、市

街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため、第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人です。

蓄電池を電力会社と連系するための工事負担金が、設置場所により大きく異なりますが、当該申請地では比較的安く、また蓄電池の納入や維持管理するためのトラック等が進入できることから、蓄電池置場として転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

なお、No. 1につきましては、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後3年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われる。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆19番（岩橋 章博） No. 3の蓄電池についてですが、今まで何度か案件としてあったのですが、これがはたして周辺の営農に影響を与えるかという判断をしなければならぬのですが、危険性等で解っていることがあれば教えてください。

◆中村局長 蓄電池については、先月末に海南市農業委員会事務局から問い合わせがありました。

本市では現在のところ、特段の問題は発生していないことを回答しています。

また、海南市によると、近隣の紀の川市についても、本市と同様に特段の問題は生じていないとの回答であったとのこと。

一方、海南市では、蓄電池の設置に当た

り、地元自治会から農業委員会会長及び市長宛てに要望書が提出されております。

主に次の3点が懸念事項として挙げられているとのことです。

1点目は、事業者の対応です。連絡が取りにくく、意思疎通が十分に図れなかったことから、事業者の対応に不信感があるとのこと。

2点目は、安全性への懸念です。

令和6年に鹿児島県で、蓄電池と太陽光発電を併設した発電所において蓄電池の爆発・火災事故が発生し、消防隊員4名が負傷した事例があったことから、安全性を懸念する声があるとのこと。

3点目は、太陽光発電施設と同様に、将来的に設備が機能を停止した後も適切に撤去・管理されず、そのまま放置されるのではないかという懸念です。

以上が、海南市から聞き取った蓄電池に関する懸念事項の概要です。

本市では現在のところ特段の問題は確認されておりませんが、今後も情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

◆会長（谷河 績） ほかにございませんか。

ないようですので議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

東山東地区黒岩。黒谷で（23件、54

筆)を且来推進委員と共に現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書3件の提出がありました。

面積はすべて畑で6筆、合計3,181㎡です。

議案書番号1から3について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

◆会長(谷河 績) ほかに何かありませんか。

(なし、との声)

それでは、ご質問がないようでございますので第37回総会を閉会いたします。

13時30分 閉会